

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)

第1 特定水産資源の名称

ずわいがにオホーツク海南部

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅90mm以上の雄）の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg（平成15年（2003年）から令和元年（2019年）までの間に最低とされた値）を下回らないようすること（主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大蔵管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第4号に掲げる海域（外国の領海及び排他的經濟水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ゆいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のゆいがに漁業の項の中欄第4号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
- (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
 - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 漁獲割当管理区分
 - (4) 採捕に係るずわいがにオホーツク海南部を陸揚げした日
 - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがにオホーツク海南部について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとす

る。

- (1) 当該管理年度中 ((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 5 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水

産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。